報道発表資料 厚生労働省ホームページ

平成 1 6 年 2 月 2 4 日 照会先 医政局医事課 泉(内線2564)、谷(内線2565)、宇都(2576) 直通 03-3595-2196

「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」に係る法務省からの情報提供体制について

「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」に係る情報提供について、法務省に協力依頼を行っていたところ、今般、各検察庁に対し通知していただいたところ。概要は下記のとおり。

1 情報提供の対象となる職種

職業が医師又は歯科医師と判明した者

2 情報提供の内容

- 情報提供の対象となる事件の範囲 「罰金以上の刑が含まれる事件」で公判請求した事件又は略式命令を請求した事件 (ただし、軽微な事件については、公判請求事件に限る)
- 情報提供の内容
 - ・公訴事実の要旨
 - ・判決結果及び事実の要旨(控訴審、上告審を含む)

3 情報提供開始時期

- 通知日(2月23日)以降、起訴又は判決が行われる都度、順次、法務省から情報を提供いただく。
- ※ 提供された情報を厚生労働省で調査のうえ、行政処分を審議する

<u>トップへ</u>

報道発表資料 厚生労働省ホームページ